

令和3年第14回教育委員会臨時会
(9月29日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年9月29日（水）午後2時30分から午後2時45分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
兼中央図書館長	
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長	工藤 哲士
兼教育支援館長	
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 緊急事態宣言解除に伴う教育委員会の対応について

2 その他

午後2時30分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第14回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

また、神田委員は所用のため、本日の臨時会は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、臨時会は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

日程第1、教育長報告の協議事項、庶務課のアについては、台東区新型コロナウイルス感染症対策本部会議前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これを許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、協議事項、庶務課のア、緊急事態宣言解除に伴う教育委員会の対応について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料につきましては、画面共有をさせていただいております。ご覧ください。

まず1番、区の対応です。緊急事態宣言解除に伴いまして、10月24日まで、以下の対応を行うものといたします。なお、この10月24日でございますが、東京都におかれまして、リバウンド防止措置ということで、10月1日から10月24日までの期間を設定しているところでございます。これに沿いまして、区の対応も10月24日までの対応というふうにしていくところでございます。

まず、(1) 窓口業務についてです。窓口業務は通常どおり実施をいたします。また、水曜窓口時間延長及び休日開庁は、通常どおり実施いたします。

続いて(2) 区有施設についてです。これまで停止していた貸館施設の夜間枠の新規予約・利用を再開いたします。また、開館時間は、最長21時までといたします。

続いて(3)、イベント等についてです。区主催のイベント等については、国の通知に基づき、感染拡大防止策の徹底を前提に開催を判断いたします。なお、参加人数については、大声を伴わないものは、収容定員の100%以内、大声を伴うものは50%以内に制限をいたします。

区以外が主催するイベント等につきましては、国の通知内容を伝え、主催者が判断をいたします。

(4) 職員体制です。原則3割以上の出勤抑制を実施いたします。なお、この対応につき

ましては、この後15時30分から開催を予定しております、区のコロナ対策本部会議にて決定をされる予定となっております。

続いて2番、教育委員会の対応です。別紙1をご覧ください。こちらの資料につきましては、これまで同様、右側にはこれまでの対応、そして左側には今後の対応を記載しております。

まず1番目、小学校、中学校、幼稚園、こども園（短時間）です。10月1日からは、感染症防止対策を徹底しながら、学校園運営を継続いたします。行動基準につきましては、区の学校園版感染症予防ガイドラインのレベル1といたします。

具体的な主なものとして、まず部活動、こちらは、感染症防止対策を行った上で、活動日数を徐々に増やしたり、活動時間を徐々に延ばしたりするなど、段階的に通常の活動に戻していきます。

学校園行事等につきましては、「3つの密」にならないような計画のもとで実施いたします。宿泊を伴ったり、都外に移動を伴ったりする行事等は、学校園と教育委員会が協議の上、実施の可否を判断いたします。

次に2番、保育園、こども園（長時間）です。こちらは、10月1日から、感染症対策を徹底しながら保育を継続します。ただし、感染状況に応じて園行事の実施等について、検討いたします。

続いて、3番のこどもクラブ、それと、次のページにいただいて、4番の放課後子供教室、5番の児童館、こちらにつきましては、感染症対策を徹底しながら事業運営・施設運営を継続してまいります。

続いて6番、社会教育施設です。こちらは集会室等の貸室については21時まで利用可能といたします。ミレニアムホールを含みます。個人利用の学習室は21時まで、マルチメディアルームは20時まで利用可能といたします。

続いて7番、体育施設です。こちらは閉館時間を21時とします。全てのスポーツ施設を利用可能といたします。プールやトレーニングルーム等の個人利用を21時までといたします。

8番、図書館です。閲覧席の利用サービス、新聞・雑誌の館内閲覧サービス等は継続いたします。中央図書館、はばたき21の閉館時時間を20時といたします。いきいきプラザの閉館時間を21時といたします。

次のページです。9番、少年自然の家霧ヶ峰学園は利用を再開いたします。

最後10番、学校開放です。こちらにも利用を再開いたします。

以上で、協議事項の説明については以上となります。こちらの件につきまして、ご協議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 ご説明ありがとうございます。東京都のリバウンド防止ガイドラインに基づいた対応を取っていただいているようで、有り難いと存じます。

一つ伺いたいのが、教育委員会の対応の部分の小学校、中学校、幼稚園、こども園（短時間）で、そこに学校園行事等とはなっていますが、この10月1日から24日までの間に、宿泊を伴った行事を予定している学校というのは、何校くらいあるでしょうか。

○学務課長 学校と事前に相談をしております。宿泊を伴う事業については、小学校の4年生・5年生の事業については、事業を中止して、代替授業として、バスで日帰りの旅行をするというようなことで変えております。ですので、この期間中の宿泊でいきますと、6年生の日光が幾つかございまして、今、予定としては4校を予定しております。あとは、中学校の修学旅行が2校予定されているというところがございます。

○高森委員 ありがとうございます。この時期に行ける学校と、この時期に当たらなかったために行けない学校とあるのと、それから、宿泊行事をこの時期に授業の代替の行事に替えたという学校とまちまちだということがございますけれども、この期間中に行く学校については、くれぐれも先生方には感染防止は、徹底いただく必要があるのかなど。東京都から外に出る場合、特に、移動の交通機関の中での感染防止も必要かと思うので、ご配慮いただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

○矢下教育長 そのほかはよろしいですか。

○垣内委員 お先に失礼いたします。イベント等なんですけど、大声を伴うというのはどういふものなんでしょうか。要するに、歌うとかいうやつなんでしょうか。例えば声を出さずにタオルを振るとか、そういうものはオーケーなんでしょうか。ちょっとこのあたり、どういうふうな仕切りになっているのか、教えてください。

○庶務課長 こちらは、例示として示されておりますのが、大声、つまりは観客が声を出すかというところで、例えば大声をありの例示で言いますと、ロックコンサートですとか、スポーツイベント等ということになっております。それで、大声なしは、静かに聞くようなクラシック音楽とか演劇等ということで、そちらが大声なしという形になっております。

区主催のイベントですと、ほとんどが大声無しということのほうに当てはまるというふうには、本部会議のほうでも考えているというところがございます。

○垣内委員 ありがとうございます。

○末廣委員 教育委員会の対応についてのところですね。別紙1の。学校のその部活動なんですけど、これを徐々に増やしていく、あるいは時間を延ばしていくということですが、これは各学校にその判断を任せるといふことでしょうか。教育委員会と相談しながらやっていくんでしょうかね。

○指導課長 こちらのほうは校長会と相談をしております。校長会のほうで意見をまとめておまして、今のところスタートとしては、週4日以内というところで、平日は90分以内、それから休日は3時間以内で、練習試合は少し様子を見ましょうということで、スタートをしたいということで情報をいただいております。ただし大会が、既に新人大会等があるところは、大会参加はやむを得ないということ聞いておりますので、そこから徐々に練習量などを増やしていくということで、校長会と相談しております。

○末廣委員 分かりました。そうすると、各学校の判断というよりは、校長会全体で教育委員会と一緒に決めていくということで、基本的にはそういうことですね。

○指導課長 部活動に関しては、大会運営等は中体連のほうで、中学校体育連盟というものが中心になって行っておりますので、そちらの指針に合わせて、本区の中でも校長会でその指針を踏まえた上で、同じ波長で進めていきたいと思いますということで意見がまとまっているというふうに伺っております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上を持ちまして、臨時会の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして、臨時会を閉じ、散会いたします。

午後2時45分 閉会